

香川県立香川丸亀養護学校 いじめ防止基本方針

本校におけるいじめ防止対策について、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）に基づき必要な事項を定め、いじめ防止対策を推進するものとする。

（１）いじめ防止の基本方針

本校の重点目標の一つである「集団生活への参加に必要な力を養い、好ましい人間関係や社会性を育てること」を教育活動全般をとおして推進する。

「いじめ」とは、「当該児童生徒に対して、当該児童生徒以外の当校の児童生徒等、当該生徒と一定の人間関係にある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となっている児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

「いじめ」の未然防止、早期発見及び解決を含め、「いじめ」の根絶を目的として、以下の基本的な方針及び対策を定める。

（２）いじめ防止のための対策の基本的な考え方

本校は、すべての児童生徒および教職員・保護者が「いじめ」はどの学校でも、どのクラスでも、どの児童生徒にも起こり得る」という認識をもち、以下の基本理念の基、いじめ防止対策を進める。

- ① 「いじめ」を重大な人権侵害・犯罪行為としてとらえ、「いじめ」を絶対に許さない学校をつくる指導を徹底する。
- ② 「いじめ」の未然防止に向け、教職員相互の情報の共有と、懇談会や連絡帳を活用した保護者との連携を強化する。
- ③ 「いじめ」の未然防止、早期発見、解決に向けた迅速な対応に努める。
- ④ いじめられている児童生徒の立場に立ち、該当児童生徒の気持ちに寄り添い、徹底して守り通す。
- ⑤ 「いじめ」を行っている児童生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行うとともに、「いじめ」を傍観している児童生徒に対する指導も行う。
- ⑥ 重大事態と思われる「いじめ」に対しては、教育委員会、警察、その他関係諸機関と連携して対応にあたる。

※重大事態とは

- ア 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- イ 児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

（３）年間指導計画

4月	「学校いじめ防止基本方針」周知（職員会議） 年間学習指導計画への反映 児童生徒理解のための情報交換（学部間、新旧担任引き継ぎ） 家庭訪問による家庭との情報交換
6月	いじめ防止対策委員会の開催
7月	アンケートの実施（第1回） 期末懇談による家庭との情報交換
11月	いじめ防止対策委員会の開催
12月	アンケートの実施（第2回） 期末懇談による家庭との情報交換
3月	年度計画の評価と次年度の計画 学年末懇談による家庭との情報交換

その他・児童生徒への啓発（講話、ケータイ安全教室、学級活動、道徳、人権放送など）
・保護者への啓発（広ほう丸よう、人権だよりなど）
・職員の研修

(4) 「いじめ」の発見・通報を受けたときの対応

いじめ情報のキャッチ

(日常の観察、児童生徒・保護者の訴え、連絡帳、アンケート)

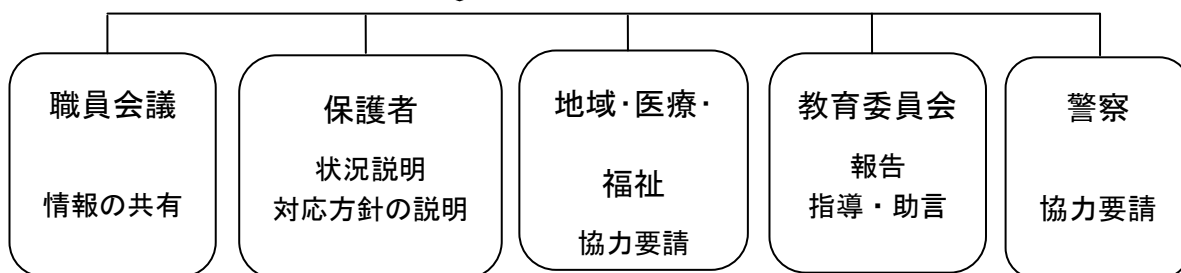
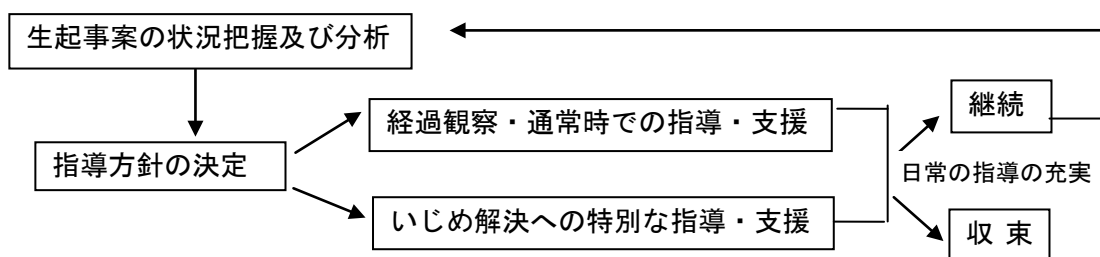


いじめ防止対策委員会

○校長、第一教頭、第二教頭、小学部主事、中学部主事、高等部主事、教務主任、生徒指導主事、その他必要に応じて校長が認める職員（養護教諭、該当生徒担任、スクールカウンセラー等）

○原則年2回開催、ただし状況に応じて即時開催する。

[対応の手順]



- ① 「いじめ」の発見・通報を受けた場合は、被害児童生徒や通報してきた児童生徒の安全を優先し、組織的に対応する。
- ② 「いじめ防止対策委員会」において、情報を共有し、速やかに事実の確認を行い、関係児童生徒の保護者に連絡するとともに、県教育委員会に報告する。
- ③ 「いじめ」が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、警察と相談して対応する。
- ④ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添える体制を確立するとともに、安心して学習活動に取り組むことができる教育環境の確保を図る。
- ⑤ 必要に応じて、心理や福祉等の専門家や関係機関と連携し、「いじめ」の再発防止する措置をとる。